

宮城県職業能力開発計画

【第9次】

『東日本大震災からの復旧・復興を担う産業人材の育成と雇用のセーフティネットの強化』

平成24年3月

宮 城 県

第9次宮城県職業能力開発計画の概要

本県を取り巻く社会経済情勢の状況

課題等と対応

1 労働力供給の状況

- (1) 労働力供給の現状
 - ・国勢調査で2回続けて県総人口が減少
- (2) 年齢別の労働力供給の動向
 - ・年少人口、生産年齢人口割合の減少予測
- (3) 雇用者の雇用形態別の動向
 - ・正規就業者の減少、非正規就業者の増加傾向が続く
- (4) 離職者の状況
 - ・20歳台での離職者が特に多い
- (5) 若年者の就業の状況
 - ・若年無業者における就業希望者の割合が男性20歳台、女性25歳未満で増加
- (6) 東日本大震災後の高校生の就職希望の変化
 - ・高校生の就職希望者における県外希望者の増加

課題等と対応

- 労働力の減少
→ 基本的方向性2, 5
- 非正規就業の増加
→ 基本的方向性2
- 離職者数に年代別の特徴
→ 基本的方向性2, 3
- 就職希望に年代別の特徴
→ 基本的方向性2, 5
- 県外希望の増加
→ 基本的方向性1, 3

2 労働力需要の状況

- (1) 本県経済成長率の推移
 - ・平成19年度から3年連続でマイナス成長
- (2) 事業所数及び従業者数の現状
 - ・事業所数、従業者数の減少と特定分野の拡大
- (3) 職業別の労働力供給の動向
 - ・農林水産漁業者割合の減少、専門的・技術的職業従事者割合の増加
- (4) 東日本大震災による事業所等への影響
 - ・沿岸部を中心に住宅や事業所に甚大な被害

課題等と対応

- 経済低迷、事業所数等減少
→ 基本的方向性1
- 特定分野の拡大
→ 基本的方向性2
- 震災による甚大な被害
→ 基本的方向性1, 2

3 雇用・就業の状況

- (1) 職業別求職者・求人の状況
 - ・東日本大震災後、特定の職業分野でミスマッチが発生
- (2) 高等学校卒業予定者の就職内定状況
 - ・各年10月末現在の就職内定率が全国下位に低迷
- (3) 企業の教育訓練支出の状況
 - ・企業が負担する労働者1人当たりの教育訓練、自己啓発支援費が半減
- (4) 若年者の技能振興の状況
 - ・工業高校生の技能検定合格者数が大きく増加
- (5) 東日本大震災による失業者の増大
 - ・東日本大震災によって多くの失業者が発生

課題等と対応

- 特定分野でミスマッチ
→ 基本的方向性1, 2
- 就職内定率の低迷
→ 基本的方向性3
- 企業の訓練負担が減少
→ 基本的方向性3
- 工業高校生の技能が向上
→ 基本的方向性1, 4
- 震災による多くの失業者
→ 基本的方向性2

第9次宮城県職業能力開発計画における

基本的方向性と施策(主な内容)

基本的方向性1 東日本大震災からの復旧・復興を担う産業人材の育成

施策1 震災からの復旧・復興につながる地域の人材ニーズに応じた職業訓練の充実

- ・震災復興等の動向を踏まえた職業訓練の充実による、ものづくり産業の生産現場を支える人材育成
- ・震災の影響による人材が不足し、または不足が予測される職種の職業訓練の充実
- ・ものづくり産業の人材ニーズを踏まえた地域産業に密着した人材育成

施策2 ものづくり分野の人材育成の推進

- ・みやぎ産業人材育成プラットフォームの構成機関が取り組む国の競争資金獲得を支援
- ・工業高校生に対する基礎的なものづくり技能の習得・向上を支援
- ・県内ものづくり企業の認知度向上、子供たち職業意識の醸成を支援

施策3 環境・エネルギー分野等の新たな産業における人材育成の推進

- ・太陽光発電等、新たな産業分野の人材育成は、民間教育訓練機関を活用
- ・県内産業の動向に応じて、県立高等技術専門校での職業訓練も検討

基本的方向性2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化

施策1 再就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練の実施

- ・東日本大震災による離職者等に対し、切れ目のない職業訓練機会を提供
- ・民間教育訓練機関を活用した委託訓練では、ミスマッチの解消に繋がる訓練コースの設置等も検討

施策2 ジョブ・カードの活用

- ・求職・求人間のミスマッチの解消や再就職の支援のため、ジョブ・カードを活用

施策3 正規就業の維持・拡大に向けた早期離職の抑制と定着支援

- ・就職前の高校生や企業経営者へのセミナー等を開催
- ・義務教育段階からの職業観醸成や高校生へのキャリアセミナーを開催

基本的方向性3 職業生涯を通じたキャリア形成支援

施策1 個人の主体的な能力開発の支援

- ・国の教育訓練給付制度の効果的な活用を促進
- ・特定の年代等、機会を捉えたキャリア・コンサルティングの活用を促進

施策2 企業による労働者の能力開発の支援

- ・国のキャリア形成促進助成金や認定職業訓練制度の活用促進
- ・県立高等技術専門校ではオーダーメイド型在職者訓練を実施

施策3 教育施策と連携した職業能力開発の推進

- ・子供たちがものづくりへの興味・関心を持てる機会を増やし職業意識の醸成を促進
- ・キャリアセミナー等を通じて、高校生の円滑な職業生活への移行を支援
- ・小中高で取り組むキャリア教育の現状について情報発信

基本的方向性4 技能の振興

施策1 技能振興、技能尊重機運の醸成

- ・特に若年者に対する技能検定の受検勧奨、技能フェスティバル等により技能の魅力や重要性を啓発

施策2 若年者に対する熟練技能や伝統技能の伝承

- ・後進の指導に当たる熟練技能者の発掘・登録の仕組み構築による継続的な人材育成を検討

基本的方向性5 特別な支援を必要とする方に対する職業能力開発

施策1 長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若者、母子家庭の母等に対する能力開発

- ・就職支援機関によるキャリア・カウンセリングを推進し、それぞれの労働への意欲・関心の向上を支援
- ・民間教育訓練機関等の座学と企業等の実習を組み合わせ実践的な職業訓練を実施
- ・若年求職者に対するものづくり企業の認知度向上を支援、ものづくり分野の職業訓練を実施
- ・関係機関の連携により、福祉から就労への移行を推進

施策2 障害者に対する能力開発

- ・障害特性やニーズに応じた職業訓練と障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施
- ・全国障害者技能大会への参加支援等による障害者の技能向上を支援

推進体制

みやぎ産業人材育成プラットフォーム(産学官23機関)

圏域版プラットフォーム(7つの圏域)



農林水産業等の連携・協力を担う担当局との連携

目 次

第1部 総説	
1 計画のねらい	1
2 計画の方向性	2
3 計画の期間	2
第2部 労働力需給の動向	
1 労働力供給の状況	
(1) 労働力供給の現状	3
(2) 年齢別の労働力供給の動向	4
(3) 雇用者の雇用形態別の動向	5
(4) 離職者の状況	5
(5) 若年者の就業の状況	6
(6) 東日本大震災後の高校生の就職希望の変化	7
2 労働力需要の状況	
(1) 本県経済成長率の推移	8
(2) 事業所数及び従業者数の現状	8
(3) 職業別の労働力供給の動向	11
(4) 東日本大震災による事業所等への影響	12
3 雇用・就業の状況	
(1) 職業別求職者・求人の状況	13
(2) 高等学校卒業予定者の就職内定状況	13
(3) 企業の教育訓練支出の状況	14
(4) 若年者の技能振興の状況	14
(5) 東日本大震災による失業者の増大	15
第3部 職業能力開発の基本的施策	
基本的方向性1 東日本大震災からの復旧・復興を担う産業人材の育成	16
施策1 震災からの復旧・復興につながる地域の人材ニーズに応じた職業訓練の充実	
施策2 ものづくり分野の人材育成の一層の推進	
施策3 環境・エネルギー分野等の新たな産業における人材育成の推進	
基本的方向性2 雇用のセーフティネットとして職業能力開発の強化	17
施策1 再就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練の実施	
施策2 ジョブ・カードの活用	
施策3 正規就業の維持・拡大に向けた早期離職の抑制と定着支援	
基本的方向性3 職業生涯を通じたキャリア形成支援	18
施策1 個人の主体的な能力開発の支援	
施策2 企業による労働者の能力開発の支援	
施策3 教育施策と連携した職業能力開発の推進	
基本的方向性4 技能の振興	19
施策1 技能振興，技能尊重機運の醸成	
施策2 若年者に対する熟練技能や伝統技能の伝承	
基本的方向性5 特別な支援を要する方に対する職業能力開発	20
施策1 長期失業者，学卒未就職者，ニート等の若者，母子家庭の母等に対する能力開発	
施策2 障害者に対する職業能力開発	
第4部 計画の推進に向けて	21
1 産学官連携による推進体制	
2 農林水産業等の関係部局との連携・協力	
資料（答申書写，第9次宮城県職業能力開発計画の策定経過等，審議会委員名簿）	22

第1部 総説

1 計画のねらい

本県では、職業能力開発の基本となる計画として、昭和46年度以降、これまで8次にわたり「職業能力開発計画」を策定し、職業能力開発を推進してきました。直近では、平成18年度に第8次職業能力開発計画を策定し、「次世代の産業を担う人材育成と生涯にわたるキャリア形成」を大きな目標に掲げ、取り組んできたところです。

策定初年度であった平成18年度以降の状況を見ると、日本経済は景気後退の局面に推移し、平成20年9月のリーマンショックに端を発する世界的な金融危機に伴い、急激な悪化に転じました。完全失業率が5%台で推移する等、産業や雇用環境に重大な影響を与えました。

近年、日本経済が改善の兆しを見せはじめた中、一方では、第1次産業、第2次産業から第3次産業への産業構造の変化や、少子高齢化、グローバル化等の社会情勢の変化を背景に、非正規労働者の増加傾向が続く等、労働市場の構造的な変化の著しい進行が続いている現状にあります。

このような状況に対応するため、国においては、労働政策審議会での審議等を経て、平成23年3月、第9次職業能力開発基本計画を策定し、今後5年間の我が国の職業能力開発の方向性が示されたところです。

本県においては、平成19年に「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県宮城の実現、県内総生産10兆円への挑戦」を目標とし、製造業の振興による地域経済の発展に向け取り組んできたところですが、本県の経済状況については、平成19年度から平成21年度までの3年連続で、経済成長率が名目・実質ともにマイナスになる等、厳しい状況が続きました。さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本県の沿岸部を中心とした広範囲の地域において、地震の被害に加え大津波による住宅や事業所の流出等によって、多くの失業者の発生や若年者の雇用環境の悪化等、様々な分野において深刻な影響を与えています。この東日本大震災からの再生を図るため、平成23年10月に「震災復興計画」を策定し、今後10年間の復興に向けた道筋を示すとともに、ものづくり産業^{※1}を中心とした今後成長が見込まれる分野の産業振興を大きな柱の一つとして、改めて位置付けしたところです。

本県の今後の職業能力開発においては、国の第9次職業能力開発基本計画の内容を踏まえつつ、「宮城の将来ビジョン」や「震災復興計画」との整合を図りながら、ものづくり産業を支える人材育成の更なる強化や震災によって離職を余儀なくされた方々等に対する雇用のセーフティネット機能の発揮等、以下の5点を基本的方向として、職業能力開発施策の展開を図っていきます。

※1 ものづくり産業：次のいずれかに該当する業種（ものづくり産業振興に関する県民条例）
・食品製造業、電子部品・デバイス製造業、電気機械器具製造業等の製造業
・機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業が属する業種

2 計画の方向性

基本的方向性1 東日本大震災からの復旧・復興を担う産業人材の育成

- 施策1 震災からの復旧・復興につながる地域の人材ニーズに応じた職業訓練の充実
- 施策2 ものづくり分野の人材育成の一層の推進
- 施策3 環境・エネルギー等の新たな分野における人材育成の推進

基本的方向性2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化

- 施策1 再就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練の実施
- 施策2 ジョブ・カードの活用
- 施策3 正規就業の維持・拡大に向けた早期離職の抑制と定着支援

基本的方向性3 職業生涯を通じたキャリア形成支援

- 施策1 個人の主体的なキャリア形成の支援
- 施策2 企業による労働者の能力開発の支援
- 施策3 教育施策と連携した職業能力開発の推進

基本的方向性4 技能の振興

- 施策1 技能振興，技能尊重の機運醸成
- 施策2 技能検定制度の着実な実施と若年者への技能勸奨の推進
- 施策3 若年者に対する熟練技能・伝統技能の伝承

基本的方向性5 特別な支援を必要とする方に対する職業能力開発

- 施策1 長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若者、母子家庭の母等に対する能力開発
- 施策2 障害者に対する能力開発

3 計画の期間

本計画の対象期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

第2部 労働力需給の動向

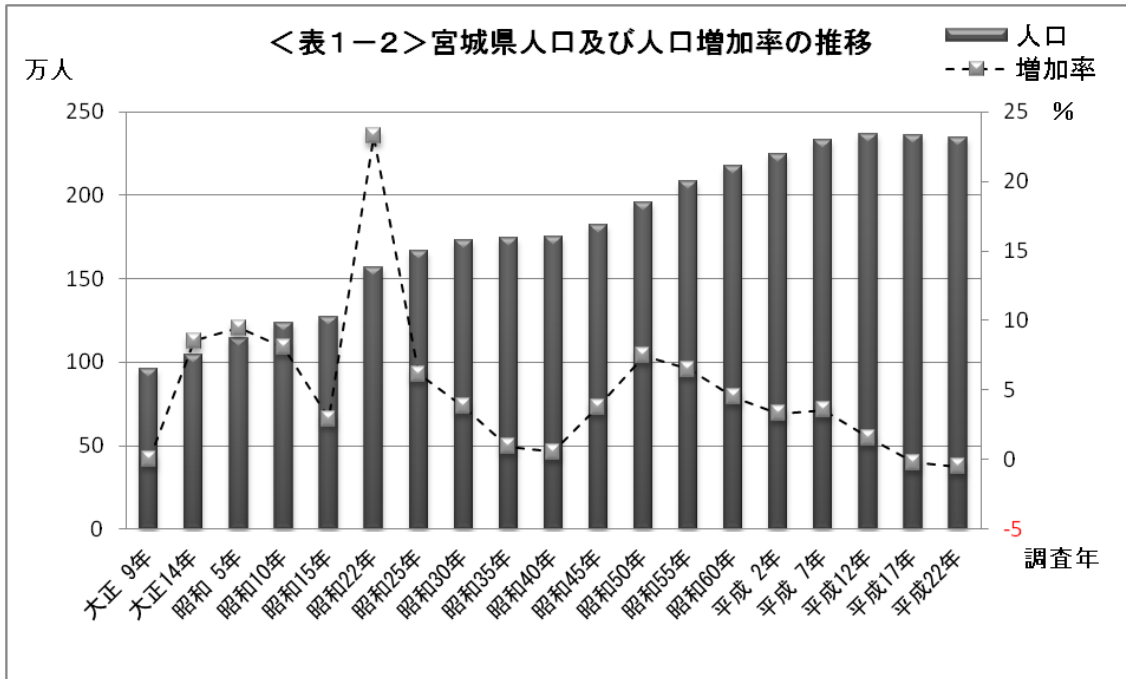
1 労働力供給の状況

(1) 労働力供給の現状 ～ 労働力の減少 ～

本県の総人口は、平成22年度国勢調査（速報値）で見ると、大正9年の第1回国勢調査から一貫して増加を続けていましたが、平成12年の236万5千人をピークに、平成17年に初めて減少に転じ、平成22年においては、234万8千人となり、引き続き減少する結果となっています。（表1-1及び表1-2）

<表1-1> 宮城県人口及び人口増加率の推移

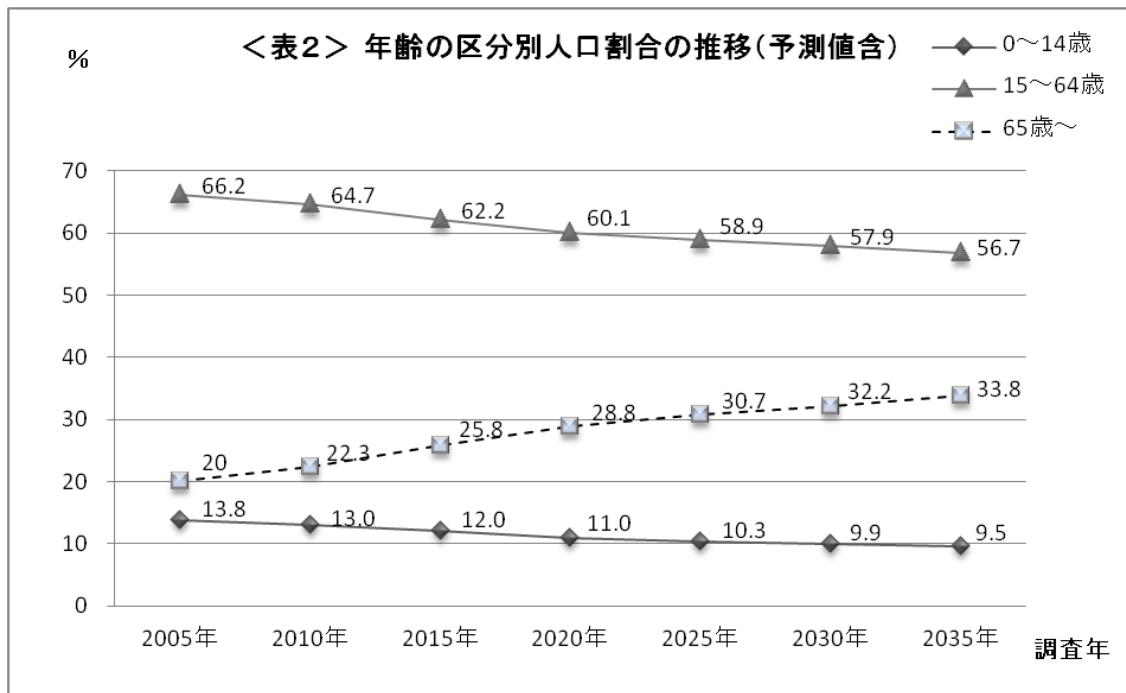
調査年		人口				
		総数	性別		対前回比較	
			男性	女性	増加数	増加率
第1回	大正 9 年	961,768	485,309	476,459	—	—
第2回	大正 14 年	1,044,036	525,191	518,845	82,268	8.55
第3回	昭和 5 年	1,142,784	575,335	567,449	98,748	9.46
第4回	昭和 10 年	1,234,801	622,973	611,828	92,017	8.05
第5回	昭和 15 年	1,271,238	637,888	633,350	36,437	2.95
第6回	昭和 22 年	1,566,831	772,928	793,903	295,593	23.25
第7回	昭和 25 年	1,663,442	828,879	834,563	96,611	6.17
第8回	昭和 30 年	1,727,065	846,404	880,661	63,623	3.82
第9回	昭和 35 年	1,743,195	848,579	894,616	16,130	0.93
第10回	昭和 40 年	1,753,126	854,043	899,083	9,931	0.57
第11回	昭和 45 年	1,819,223	889,036	930,187	66,097	3.77
第12回	昭和 50 年	1,955,267	960,245	995,022	136,044	7.48
第13回	昭和 55 年	2,082,320	1,025,903	1,056,417	127,053	6.50
第14回	昭和 60 年	2,176,295	1,071,741	1,104,554	93,975	4.51
第15回	平成 2 年	2,248,558	1,105,103	1,143,455	72,263	3.32
第16回	平成 7 年	2,328,739	1,144,739	1,184,000	80,181	3.57
第17回	平成 12 年	2,365,320	1,158,622	1,206,698	36,581	1.57
第18回	平成 17 年	2,360,218	1,149,172	1,211,046	▲ 5,102	▲ 0.22
第19回	平成 22 年	2,348,165	1,139,566	1,208,599	▲ 12,053	▲ 0.51



(2) 年齢別の労働力供給の動向 ～ 労働力の減少 ～

本県の将来推計人口について、国立社会保障・人口問題研究所発表を見ると、2035年までには、年少人口（0～14歳）の割合は9%台に、生産年齢人口（15～64歳）の割合は56%台になると予想され、その後も緩やかに減少していくと予想されています。

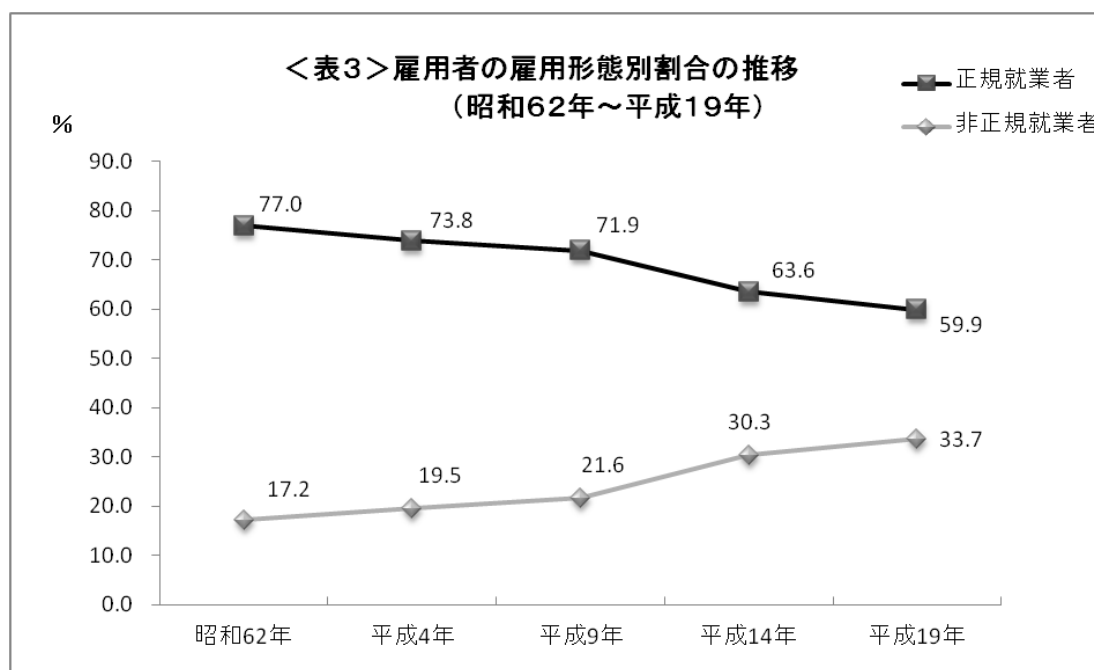
また、老年人口（65歳以上）の割合は33%台となり、その後も増加していくと予想されており、年少人口、生産年齢人口の減少、老年人口の増加傾向は今後も確実に進行することが見込まれています。（表2）



(3) 雇用の雇用形態別の動向 ～ 非正規就業の増加 ～

雇用に占める雇用形態別割合の推移について、平成19年就業構造基本調査（県統計課）で見ると、平成19年の正規就業者の割合は、59.9%となり、平成9年まで7割を超える水準で推移していたことからすると、正規就業者の占める割合の著しい低下傾向が続いています。

一方、パートやアルバイト、派遣社員や契約社員といった非正規型の就業形態が広がり、その割合は、長引く景気低迷を背景に企業活動や職業観の変化により増加する傾向が続き、平成19年には33.7%に達しています。（表3）



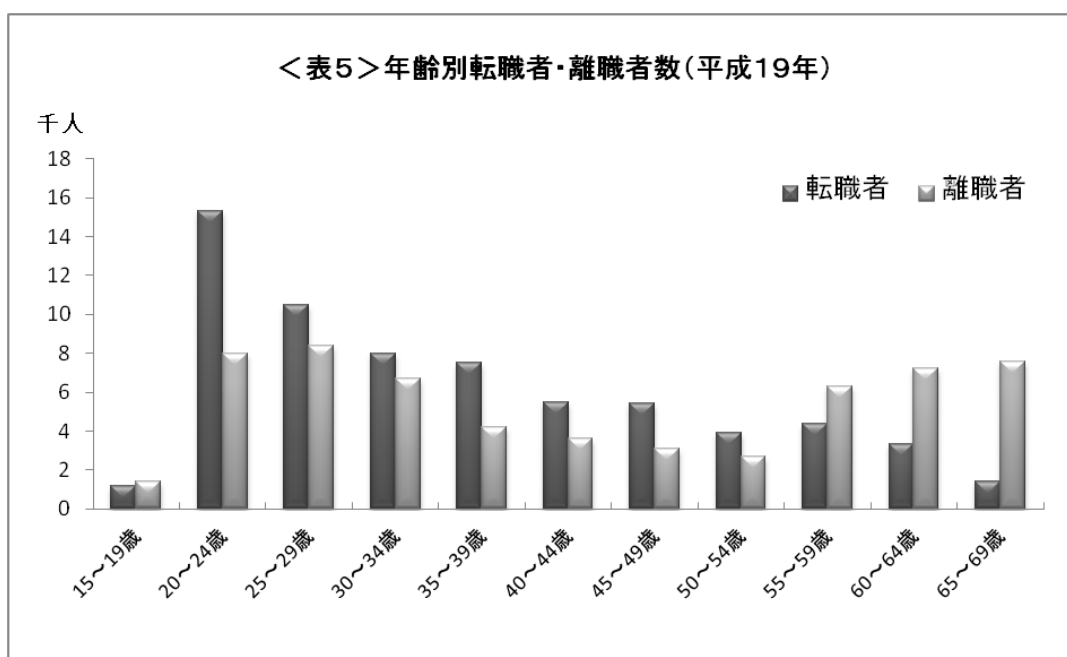
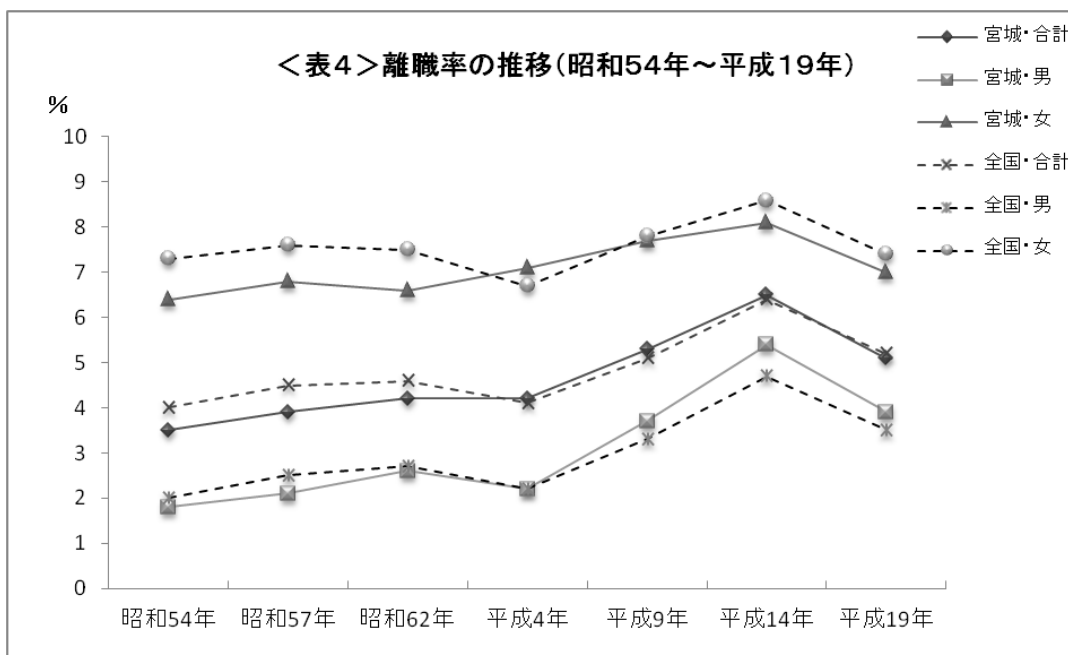
(4) 離職者の状況 ～ 離職者数に年代別の特徴 ～

離職者^{※2}について、平成19年就業構造基本調査（県統計課）で見ると、離職者は5万9千人となっており、1年前の有業者に対する割合、いわゆる離職率は5.1%となり、全国値5.2%を若干下回っています。（表4）

また、年齢別の離職者数について見ると、20歳台での離職者数が特に多く、30歳台から54歳まで緩やかに減少するものの、55歳以上で増加に転じています。年齢別の転職者^{※3}については、20歳台で特に多く、年齢が高まるとともに徐々に減少する傾向となっています。（表5）

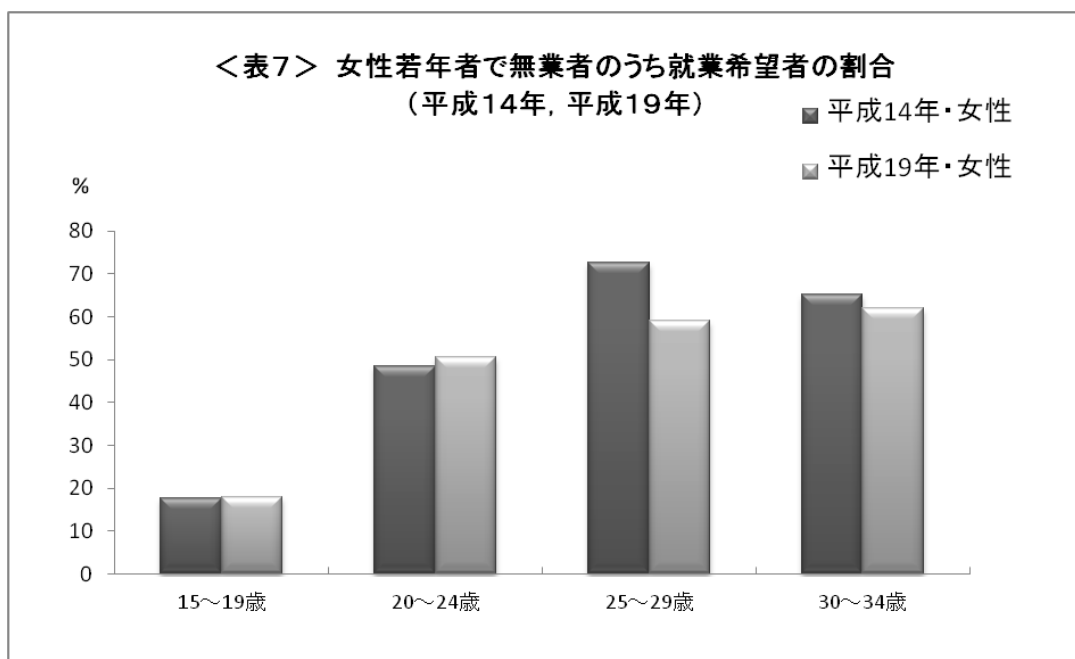
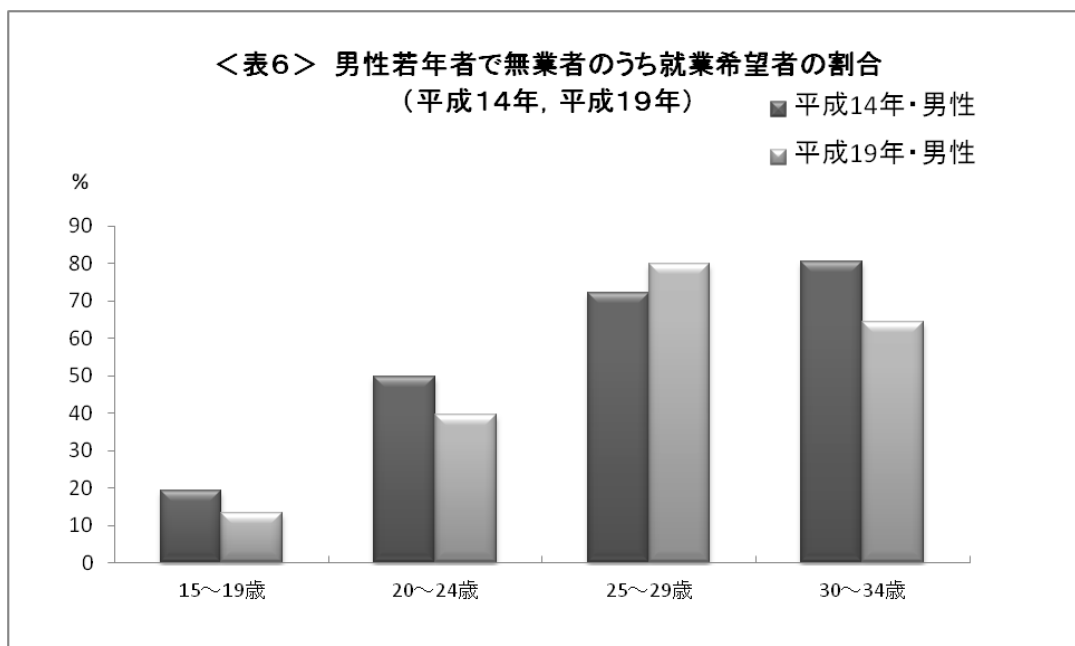
※2 離職者：過去1年以内に仕事を辞め、現在は仕事をしていない者

※3 転職者：現在就業者である者のうち、過去1年以内に離職を経験した者



(5) 若年者の就業の状況 ～ 就業希望に年代別の特徴 ～

若年者(15～34歳)の無業者数について、平成19年就業構造基本調査(県統計課)で見ると、21万9千人となり、このうち、就業希望者は8万1千人、就業希望率は36.9%で前回(平成14年)より低下しています。このうち、就業希望者の割合は、男性は25～29歳で前回より増加し、女性は、25歳未満で前回より増加しています。(表6及び表7)



(6) 東日本大震災後の高校生の就職希望の変化 ～ 県外希望の増加 ～

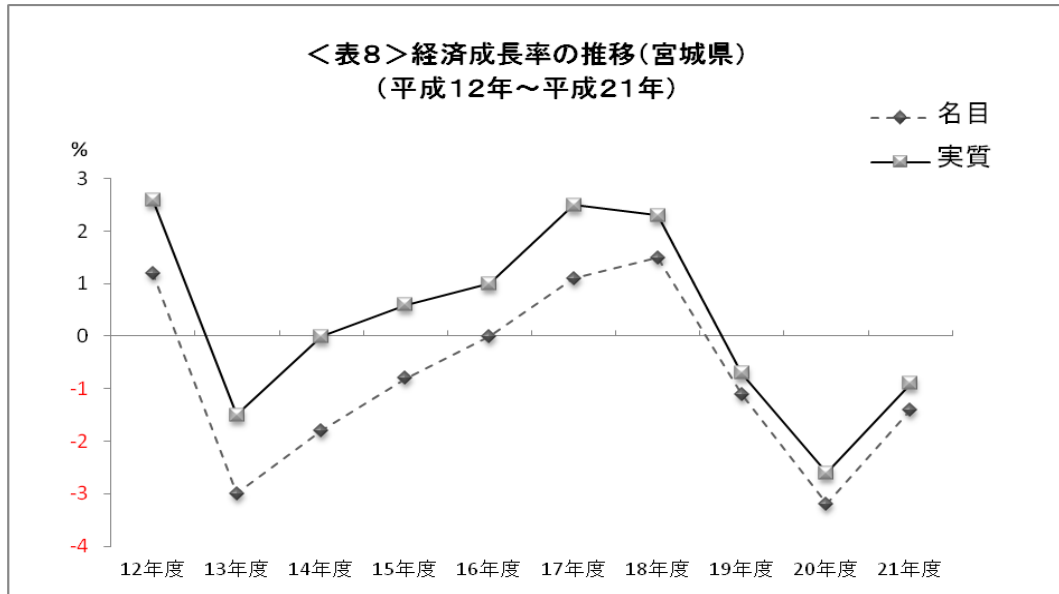
県内高校生の就職希望者における県内外の希望者の割合について、県教育委員会資料で見ると、平成23年10月末現在で、就職希望者に占める県内希望者の割合は77.3%、県外希望者では22.7%（前年比7.4ポイント増）となっています。

東日本大震災の発生後、被災した地元への就職を希望する傾向が見られたものの、地元での希望求人が少ない等のため、県外への就職希望が増加していることが推測されます。

2 労働力需要の状況

(1) 本県経済成長率の推移 ～ 経済の低迷 ～

平成21年度の本県の経済動向を見ると、リーマンショック以降、生産を中心に持ち直しの動きが見られましたが、厳しい状況が続きました。平成21年度の本県の経済成長率について、宮城県経済白書（県統計課）で見ると、名目では1.4%減（前年度3.2%減）、物価変動の影響を除いた実質では0.9%減（同2.6%減）となり、名目、実質ともに3年連続のマイナス成長となりました。（表8）



(2) 事業所数及び従業者数の現状 ～ 事業所数等の減少、特定分野の拡大 ～

本県の事業所数及び従業者数の推移については、これまで事業所・企業統計調査（県統計課）により把握してきましたが、平成21年から経済センサスとなり調査方法が異なることとなりました。そのため、本計画においては、平成18年事業所・企業統計調査（県統計課）によって、事業所数及び従業者数の推移を見ることとします。

本県の平成18年の事業所数は、109,589事業所となっており、産業分類で見ると、「卸売・小売業」が32,305事業所（構成比29.5%）と最も多く、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が21,417事業所（構成比19.5%）、「飲食店、宿泊業」が13,242事業所（構成比12.1%）、「建設業」が11,331事業所（構成比10.2%）となっています。

平成13年から比較すると、全体で5,704事業所が減少し、「卸売・小売業」で△9.0%となったほか、上位4業種のほか、ほぼ全ての業種で減少しています。この中で、「医療、福祉」が、6,151事業所（増加率25.1%）と大きく増加しました。

また、平成18年の従業者数は、1,066,890人となっており、産業分類で見ると、「卸売・小売」で253,555人（構成比23.8%）と最も多く、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が160,981人（構成比15.1%）、「製造

業」が136,115人（構成比12.8%）,「建設業」が92,046人（構成比8.6%）となっています。

平成13年から比較すると、全体で39,229人減少したほか、上位4業種では、「サービス業（他に分類されないもの）」で10.1%の増加となったものの、以外は全ての業種で減少となりました。この中で、「医療,福祉」で25.5%の増加となったほか、「教育,学習支援」で4.1%の増加となりました。（表9及び表10）

＜表9＞ 産業大分類別の事業所数とその構成割合

産業大分類	事業所数				
	実数		増減率	構成割合	
	平成18年	平成13年		平成18年	平成13年
全産業	109,589	115,293	-4.9%	100%	100%
農林漁業	513	530	-3.2%	0.5%	0.5%
鉱業	62	90	-31.1%	0.1%	0.1%
建設業	11,231	12,530	-10.4%	10.2%	10.9%
製造業	6,133	7,112	-13.8%	5.6%	6.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	192	260	-26.2%	0.2%	0.2%
情報通信業	948	858	10.5%	0.9%	0.7%
運輸業	2,816	2,896	-2.8%	2.6%	2.5%
卸売・小売業	32,305	35,481	-9.0%	29.5%	30.8%
金融・保険業	1,625	1,769	-8.1%	1.5%	1.5%
不動産業	6,324	6,062	4.3%	5.8%	5.3%
飲食店,宿泊業	13,242	14,257	-7.1%	12.1%	12.4%
医療,福祉	6,151	4,915	25.1%	5.6%	4.3%
教育,学習支援	4,705	4,718	-0.3%	4.3%	4.1%
複合サービス業	940	1,057	-11.1%	0.9%	0.9%
サービス業 (他に分類されないもの)	21,417	21,613	-0.9%	19.5%	18.7%
公務 (他に分類されるものを除く)	985	1,145	-14.0%	0.9%	1.0%

＜表 10＞産業大分類別の従業者数とその構成割合

産業大分類	従業者数				
	実数		増減率	構成割合	
	平成 18 年	平成 13 年		平成 18 年	平成 13 年
全産業	1,066,890	1,106,119	-3.5%	100%	100%
農林漁業	6,759	7,572	-10.7%	0.6%	0.7%
鉱業	610	897	-32.0%	0.1%	0.1%
建設業	92,046	111,799	-17.7%	8.6%	10.1%
製造業	136,115	155,163	-12.3%	12.8%	14.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	7,287	7,818	-6.8%	0.7%	0.7%
情報通信業	20,764	21,946	-5.4%	1.9%	2.0%
運輸業	60,605	62,817	-3.5%	5.7%	5.7%
卸売・小売業	253,555	275,277	-7.9%	23.8%	24.9%
金融・保険業	24,595	26,392	-6.8%	2.3%	2.4%
不動産業	17,274	17,122	0.9%	1.6%	1.5%
飲食店、宿泊業	82,848	90,742	-8.7%	7.8%	8.2%
医療、福祉	90,527	72,114	25.5%	8.5%	6.5%
教育、学習支援	58,512	56,185	4.1%	5.5%	5.1%
複合サービス業	14,678	14,644	0.2%	1.4%	1.3%
サービス業 (他に分類されないもの)	160,981	146,228	10.1%	15.1%	13.2%
公務 (他に分類されるものを除く)	39,734	39,403	0.8%	3.7%	3.6%

なお、平成 21 年経済センサスから本県の事業所数について見ると、事業所数は、110,209 事業所となっており、「卸売・小売業」が 31,111 事業所（構成比 28.2%）で最も多く、次いで、「飲食店、宿泊業」が 12,900 事業所（構成比 11.7%）、「建設業」が 11,693 事業所（構成比 10.6%）、「生活関連サービス業、娯楽業」が 10,057 事業所（構成比 9.1%）となっています。

また、同じく従業者について見ると、1,120,793 人となっており、「卸売・小売業」が 256,178 人（構成比 22.9%）と最も多く、次いで、「製造業」が 127,416 人（構成比 11.4%）、「医療、福祉」が 105,783 人（構成比 9.4%）、

「建設業」が94,971人（構成比8.5%）となっています。（表11）

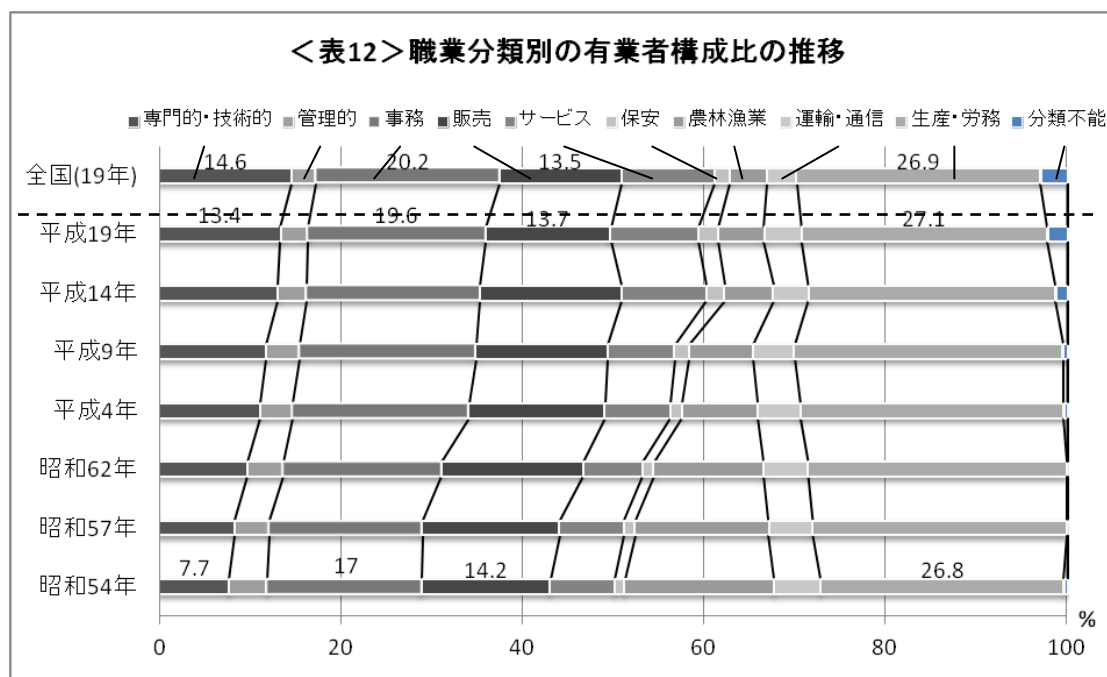
＜表11＞ 産業大分類別の事業所・従業者数とその構成割合

産業大分類	事業所数		従業者数	
	平成21年	構成割合	平成21年	構成割合
全産業	110,209	100.0%	1,120,793	100.0%
農林漁業	707	0.6%	9,091	0.8%
鉱業，採掘業，砂利採取業	56	0.1%	411	0.0%
建設業	11,693	10.6%	94,971	8.5%
製造業	6,020	5.5%	127,416	11.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	162	0.1%	7,910	0.7%
情報通信業	1,209	1.1%	24,192	2.2%
運輸業，郵便業	3,156	2.9%	70,368	6.3%
卸売・小売業	31,111	28.2%	256,178	22.9%
金融・保険業	1,772	1.6%	26,667	2.4%
不動産業，物品貸付業	7,826	7.1%	27,701	2.5%
飲食店，宿泊業	12,900	11.7%	94,026	8.4%
医療，福祉	6,418	5.8%	105,783	9.4%
教育，学習支援	4,359	4.0%	58,965	5.3%
複合サービス業	720	0.7%	8,428	0.8%
学術研究，専門・技術サービス業	4,189	3.8%	30,276	2.7%
生活関連サービス業，娯楽業	10,057	9.1%	47,357	4.2%
サービス業 （他に分類されないもの）	6,883	6.2%	90,777	8.1%
公務 （他に分類されるものを除く）	971	0.9%	40,276	3.6%

（3）職業別の労働力供給の動向 ～ 産業構造の変化 ～

本県の労働力供給において、平成19年度就業構造基本調査（県統計課）で有業者の就業状態を職業分類別に見てみると、「生産工程・労務作業者」が32万1千人（構成比27.1%）で最も多く、次いで「事務従事者」が23万2千人（同19.6%）、「販売

従事者」が16万2千人（同13.7%）、「専門的・技術的職業従事者（医師，教師，社会福祉専門職等）」が15万8千人（同13.4%）などとなっています。特に，昭和54年の調査と比較すると，「専門的・技術的職業従事者」で大きく増加する一方，「農林漁業作業者」が著しく減少している状況が見られます。（表12）



（４）東日本大震災による事業所等への影響 ～ 震災による甚大な被害 ～

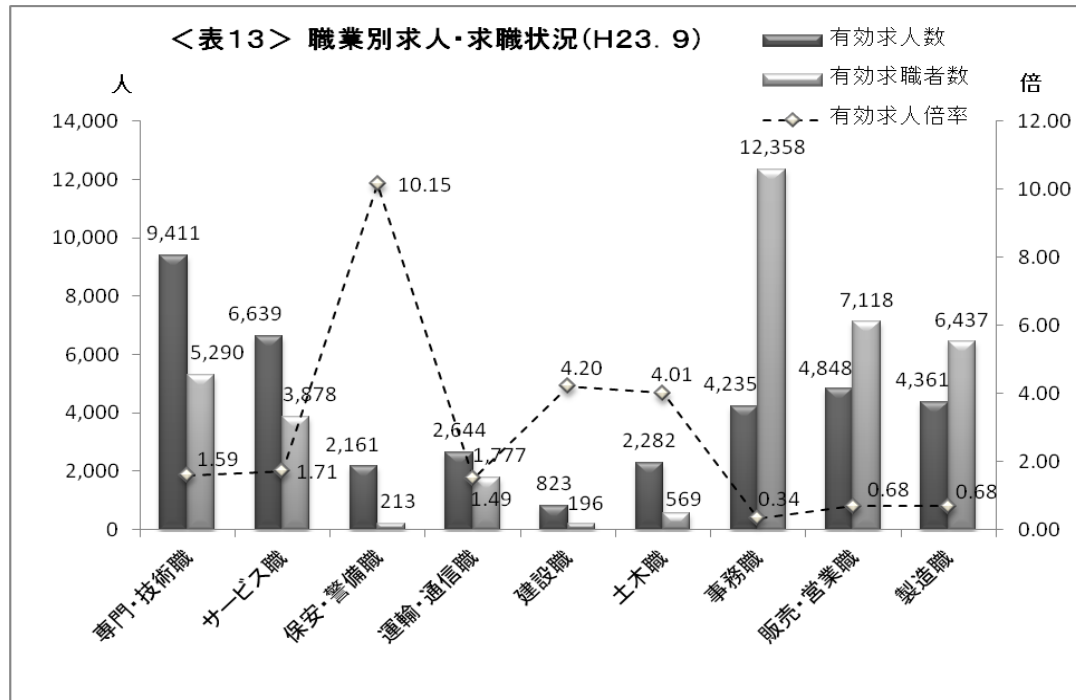
東日本大震災によって被災した事業所数等，労働力需要に及ぼす東日本大震災の影響の全容は，未だに政府等による正式発表に至っていませんが，参議院事務局発行の「立法と調査（2011.7 No318）」によれば，「県北部沿岸の気仙沼市から仙台市若林区までの地域に本社を有する企業のうち3,840社が被災した」とされ，また，東京商工リサーチの調べでは，「東北4県の津波浸水地域に本社を置く企業7,734社（うち本県5,115社）が浸水」などの情報が公開されています。

3 雇用・就業の状況

(1) 職業別求職者・求人の状況 ～ 特定分野でミスマッチ ～

平成23年9月時点の職業別求人・求職者の状況について、宮城労働局資料で見ると、職種によって、求人と求職の間にミスマッチが生じています。事務職や販売営業職、製造職では、求職者数が求人数を大きく上回っていますが、専門・技術職といった技術や技能が必要とされる分野やサービス職で、求人数が求職者数を上回るミスマッチが見られます。

(表13)



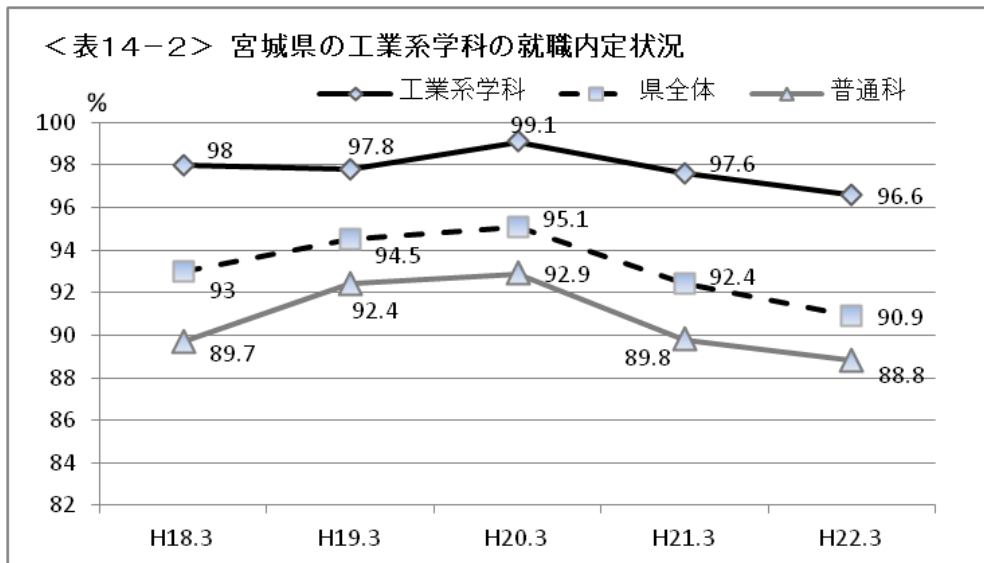
(2) 高等学校卒業予定者の就職内定状況 ～ 就職内定率の低迷 ～

高等学校卒業予定者の各年10月末の就職内定状況について、文部科学省公表資料で見ると、近年、全国下位に低迷している状況となっています。(表14-1)

一方、本県の工業系高等学校の各年3月末の就職内定状況を見ると、高校生全体と比べ高い内定率で推移しています。(表14-2)

<表14-1> 高等学校卒業予定者の就職内定状況

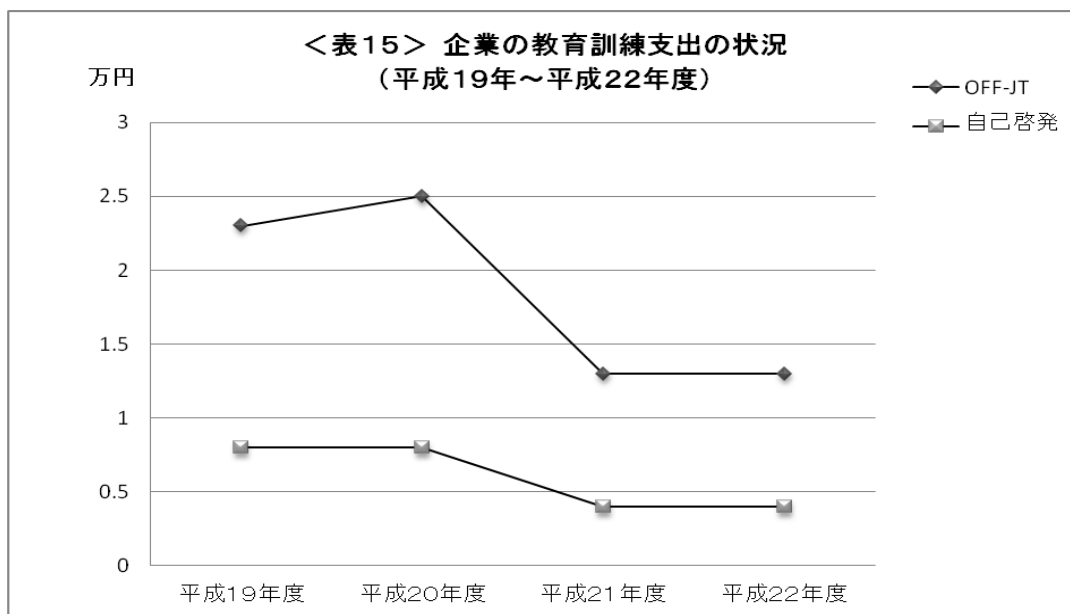
順位	平成23年10月		平成22年10月	
	都道府県	内定率	都道府県	内定率
内定率の低い順	全国	58.6	全国	57.1
	1 沖縄県	24.6	沖縄県	24.7
	2 北海道	34.3	北海道	33.6
	3 青森県	46.5	宮城県	39.8
	4 宮城県	47.4	熊本県	48.0
	5 福岡県	48.8	福岡県	48.4



(3) 企業の教育訓練支出の状況 ～ 企業の教育負担が減少 ～

企業の教育訓練に支出した費用について、平成22年度能力開発基本調査（厚生労働省）において、費用を支出している企業の平均額により労働者一人当たりの平均額を見ると、OFF-JT^{※4}の支出では、1.3万円（平成21年度調査と同額）となっていますが、平成20年度調査における2.5万円に比べ、約半分にまで減少しています。

また、自己啓発支援の支出でも、0.4万円（平成21年度調査と同額）となっていますが、平成20年度調査における0.8万円に比べ、半分に減少しています。（表15）



(4) 若年者の技能振興の状況 ～ 工業高校生の技能が向上 ～

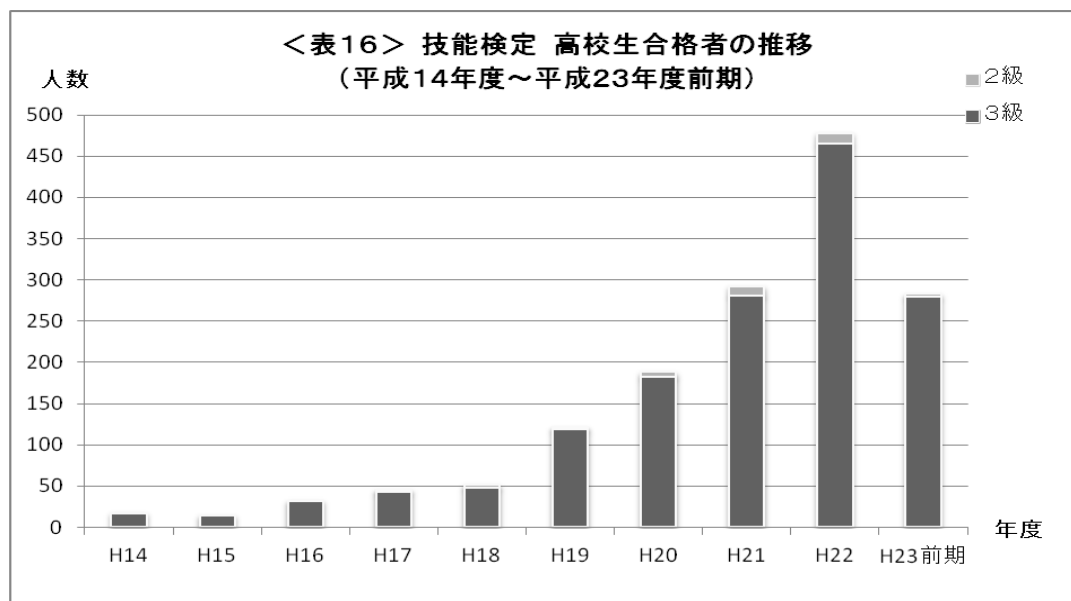
本県工業高校生の技能検定^{※5}合格者数の推移について、県産業人材対策課調べによると、平成19年から教育委員会との連携により実施した「みやぎクラフトマン21事業」

※4 OFF-JT：業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練（研修）。社内又は社外で行う研修等がこれに含まれる

※5 技能検定：労働者の有する技能を一定の基準で検定し、これを公証する国家検定制度

により、平成18年度の51名から平成22年度には478人と約9倍となる等、大きな成果を挙げています。（表16）

このほか、若年者の勤労観や職業観の形成には、若年期からの体験や教育が重要であるとの考えから、本県では、教育委員会や産業界との連携による小学生に対する企業による理科授業の支援や中学生の職場体験、高校生のインターンシップ^{※6}等に取り組んでいるところ です。



(5) 東日本大震災による失業者の増大 ～ 震災による多くの失業者 ～

東日本大震災による失業者数について、震災による雇用の状況（速報値）（厚生労働省）の雇用保険離職票等交付件数を見ると、自発的失業や定年退職その他を含むものではありませんが、平成23年6月3日時点で、被災3県で119,776件が交付され、このうち本県分は51,689件（前年対比2.2倍）となっています。震災による失業者数は、正確な数は公表されていませんが、このことから、多くの県民が震災の影響によって失業状態にあることが推測されます。

※6 インターンシップ：学業についている者が企業や官公庁などで自らの専攻や将来の職業生活に生かすための就業体験、職場見学から業務体験、企画立案まで幅広い

第3部 職業能力開発の基本的施策

基本的方向性 1 東日本大震災からの復旧・復興を担う産業人材の育成

本県では、「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」を政策推進の基本方向の1つに据え、自動車関連産業や高度電子機械産業の積極的な企業誘致により、近年、相次いで進出企業が操業を開始する等、着実に成果を挙げているところです。

本県の基幹産業である製造業の発展を担う産業人材の育成を図るため、県立高等技術専門校においては、製造業を中心にものづくり産業の振興に必要とされる有能な技能者の育成に努めてきたところであり、平成20年度には自動車関連産業に対応した訓練科の再編や訓練内容の充実を目指した機材の導入により、自動車関連産業の生産現場を支える人材育成にも取り組んできました。

また、平成19年度には、産学官連携のもとで協議・調整を行う場として「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」を設置し、国の競争資金^{※7}等を活用した幅広い人材育成を支援する取り組みを行っているほか、平成22年度からは「地域の人は地域で育てる」を基本理念として、県機関である地方振興事務所や地域事務所を単位とする7つの圏域に「圏域版プラットフォーム」を設置し、行政、教育界、産業界による日常的な情報共有を基盤とした、各圏域の特性を活かした地域産業を支える人材育成体制の構築を目指した取り組みを行っています。

その最中に発生した東日本大震災からの復旧・復興を担う人材の育成は、「震災復興計画」の着実な実施と、「富県宮城の実現」に向けた取組を将来につないでいくための重要な課題となっています。

本県の職業能力開発においては、東日本大震災からの復興にも繋がる基幹産業である製造業を中心としたものづくり分野に必要な人材を育成するため、高等技術専門校を中心とした、地域の人材ニーズに応じた主に基礎的な技術・技能を習得する職業訓練の充実を一層推進するとともに、今後、震災復興に向けた取組の中で重要性を増していくことが予想される環境・エネルギー分野等、新たな産業の人材育成にも取り組む必要があります。

また、ものづくり分野の幅広い人材育成の取組や将来の産業人材育成につながる高校生等、子供たちへの支援を行っていくことも重要です。

施策 1 震災からの復旧・復興につながる地域の人材ニーズに応じた職業訓練の充実

■ 県立高等技術専門校や、東北職業能力開発大学校等の職業能力開発機関では、震災復興や産業振興の動向等を踏まえた職業訓練の充実を図り、ものづくり産業の生産現場を支える人材育成に取り組めます。

■ 県立高等技術専門校では、東日本大震災の影響により人材が不足し、または不足が予

^{※7} 国の競争資金：国が広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する公募型研究費

想される職種の職業訓練の充実に取り組みます。

■圏域版プラットフォームの取組による地域のものづくり産業の人材ニーズを踏まえ、地域産業に密着した人材育成に取り組みます。

施策2 ものづくり分野の人材育成の一層の推進

■みやぎ産業人材育成プラットフォーム構成機関が取り組む国の競争資金の獲得等、本県の産業振興施策と合致する国の様々な人材育成プロジェクトに対し、積極的に関与・支援を行います。

■県内工業高校生に対しては、県内ものづくり産業における即戦力となれるよう、教育委員会との連携により、基礎的なものづくり技能の習得とその向上を支援します。

■県内で育成された人材が、県内ものづくり産業へ就職・定着するよう県内工業高校生、高専生、理工系大学生等に対する県内ものづくり企業の認知度向上を支援します。

■未来のものづくり人材の育成につなげるため、県内小学生に対する社会人講師による理科授業支援を行うなど、教育委員会が推進するキャリア教育^{※8}と連携しながら、子供たちが、ものづくりへの興味・関心を持てる機会を増やし、職業意識の醸成を促進します。

施策3 環境・エネルギー分野等の新たな産業における人材育成の推進

■太陽光発電等、新たな産業分野の人材育成については、技術・技能の特性や技術発展のスピード等に対応する観点から、民間教育訓練機関の活用による能力開発を推進します。

■県内産業の動向や、地域産業の人材ニーズ等を踏まえ、県立高等技術専門校における職業訓練の実施についても検討していきます。

基本的方向性2 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化

雇用のセーフティネットとしての離職者に対する職業訓練は、再就職に必要な知識や技能の習得機会を提供し早期の再就職に繋げる重要な役割を担っています。

本県においても、リーマンショック以降の世界同時不況に引き続き、急激な円高等、厳しい経済情勢による失業期間の長期化や、東日本大震災による多くの失業者の発生等、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化が重要となっています。

^{※8} キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てる教育

施策1 再就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練の実施

■東日本大震災による離職者等に対して、切れ目のない職業訓練機会の提供に努めます。

■民間教育訓練機関を活用した委託訓練については、これまで実施している分野の職業訓練を確実に実施するとともに、震災復興の動向に応じた新たな成長分野の訓練コースを検討するほか、職業別求職者・求人数の動向を踏まえたミスマッチの解消につながる訓練コースの新設・見直し等についても検討していきます。

施策2 ジョブ・カードの活用

■ジョブ・カード制度^{※9}は、求職・求人間のミスマッチの解消や再就職の支援のために有効なツールであることから、職業能力開発施策の基本的なツールとして活用を図ります。

施策3 正規就業の維持・拡大に向けた早期離職の抑制と定着支援

■離職や転職を契機に、正規就業から非正規就業に移行する例も多く見受けられることから、就職前の高校生や企業経営者に向けたセミナーを開催する等、早期離職の抑制と就業先への定着を図ります。

■義務教育段階からの職業観の醸成や高校生に対するキャリアセミナーを通して、就業先への定着率の向上を図ります。

基本的方向性3 職業生涯を通じたキャリア形成支援

職業生涯の長期化や働き方の多様化が進む中、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、人材の育成・確保や労働生産性の向上に繋げるためには、職業訓練の充実・強化等だけではなく、個人に合った職業生涯を通じたキャリア形成を支援していくことが必要です。

施策1 個人の主体的な能力開発の支援

■労働者個人が、主体的に自らの職業生活設計を行うとともに、その下で、職業選択や職業訓練の受講等の能力開発を適切に行うことを可能とするため、国の教育訓練給付制度^{※10}の効果的な活用を促進します。

■産業・就業構造の変化等によって、職業生活の大きな変更を余儀なくされる状況においては、キャリア・コンサルティング^{※11}の果たす役割が非常に重要となっています。特定の年代での求職ニーズの高まりや離職者の増加等が見られることから、機会を捉えたキャリア・コンサルティングの活用を促進していきます。

^{※9} ジョブ・カード制度：きめ細かいキャリア・コンサルティングを通じた職業訓練や訓練実施主体からの評価結果を併せて、ジョブ・カードに取りまとめ、就職活動やキャリア形成に活用する制度

^{※10} 教育訓練給付制度：労働者や離職者が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設等に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額を支給する雇用保険の給付制度

^{※11} キャリア・コンサルティング：個人がその適正や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行えるよう個々の希望に応じて行われる相談その他の支援、キャリア・カウンセリングと同義

施策2 企業による労働者の能力開発の支援

■企業が自ら労働者の能力開発を行うことは、企業が求める人材の育成に繋がるものとして重要であり、国のキャリア形成促進助成金^{※12}や認定職業訓練制度^{※13}等の活用促進を図ります。

■県立高等技術専門校では、企業独自で能力開発の訓練を実施することが困難な中小企業を支援するため、オーダーメイド型の在職者訓練を実施し、企業による在職者の能力開発を支援します。

施策3 教育施策と連携した職業能力開発の推進

■学校生活から職業生活への移行が必ずしも円滑に進まない若年者が増加している中、学校在学時から、基礎的能力習得、職業意識の醸成等、働くことの基盤形成を図る意義が高まっています。教育委員会との連携の下、小学生を対象とした社会人講師の活用やものづくり技能を紹介する機会の提供、中学生への職場体験の実施等により、ものづくりへの興味・関心を高めるとともに、職業意識の醸成機会を増やす取り組みを行います。

■高校生に対しては、ものづくり産業への就職・定着を意図したキャリアセミナーや、ものづくり技能の向上支援、工場見学会等を通じて、円滑な職業生活への移行が行われるよう支援していきます。

■小中高校それぞれにおけるキャリア教育の現状について、その内容を定期的に企業や教育機関等に情報発信する取組を行います。

基本的方向性4 技能の振興

労働者の技能を向上させ、本県の基幹産業であるものづくり産業の基盤を確かなものとするためには、技能者の社会的評価の向上を図り、若年者も進んで技能労働者を目指すような環境を整備するなど、技能を振興し、技能を尊重する機運を醸成することが重要です。

また、これまでのものづくり産業の現場を支えてきた熟練技能者が、団塊世代の退職等により減少しており、技能の伝承が課題となっています。

施策1 技能振興、技能尊重機運の醸成

■技能検定制度の着実な実施や特に若年者に対する積極的な受検勧奨を行うほか、技能五輪全国大会や若年者ものづくり競技大会等、各種技能競技大会への選手派遣を支援します。

^{※12} キャリア形成促進助成金：労働者のキャリア形成を支援するため職業訓練等を段階的かつ体系的に実施する事業主等に対して助成する制度

^{※13} 認定職業訓練制度：事業主や職業訓練法人等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの都道府県知事の認定を受けて実施される職業訓練

■技能フェスティバルや各種展示会等のイベントや技能者に対する各種表彰制度等の実施により、技能の魅力や重要性の啓発を行っていきます。

施策2 若年者に対する熟練技能や伝統技能の伝承

■ものづくりの技能を次世代に伝承していくため、後進の指導に当たる新たな熟練技能者の発掘・登録の仕組みの構築により、継続的な人材の育成が図れるよう検討します。

基本的方向性5 特別な支援を必要とする方に対する職業能力開発

長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若者、母子家庭の母、障害者等、特別な支援を必要とする方一人一人の能力を高め、生産性を向上させることが不可欠な状況となっています。このような方々に対しては、その特性に応じた職業訓練を実施していく必要があります。

施策1 長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若者、母子家庭の母等に対する能力開発

■長期失業者、学卒未就職者、ニート等の若者に対する能力開発においては、ハローワークやジョブカフェみやぎ等の就職支援機関との連携によって、その特性に応じたキャリア・カウンセリングを推進し、それぞれの労働への意欲・関心の向上を支援します。

■技能のミスマッチ等により再就職が困難な方に対しては、民間教育訓練機関を活用した委託訓練等、再就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練機会の提供に努めます。

■フリーター等の若者や子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方の安定的な就労を支援するため、民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。

■若年求職者に対する県内ものづくり企業の認知度向上を支援し、若年者の職業選択機会を増やす取組を行うとともに、ものづくり分野の職業訓練を実施します。

■地域の実情に応じた「福祉から就労へ」の移行を推進するため、県立高等技術専門学校、ハローワーク、福祉関係機関等の支援機関の連携を図ります。

施策2 障害者に対する能力開発

■障害者の能力開発については、国立県営の障害者職業能力開発校において、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を実施します。

■企業，民間教育訓練機関，特別支援学校等との連携を図り，障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施していきます。

■障害者技能競技大会の開催や全国障害者技能大会への参加を支援し，障害者の職業能力の向上につなげる取り組みを行います。

第4部

計画の推進に向けて

1 産学官連携による推進体制

本計画の着実な推進を図るためには，産業界，教育界，行政の連携が必要不可欠であることから，産学官の関係機関で構成する「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」の一層の連携強化に努めるとともに，地域に密着した「圏域版プラットフォーム」の取組を引き続き推進し，その活性化と定着を図りながら，これらの人材育成体制を有効に活用して計画の推進に取り組みます。

2 農林水産業等の関係部局との連携・協力

農林水産業や商業・サービス業等の人材育成関係部局とも連携・協力を図りながら，計画の推進に取り組みます。

資 料



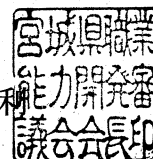
宮 職 能 審 第 5 号

平成24年 2月13日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県職業能力開発審議会

会長 三浦 隆利



第9次県職業能力開発計画について（答申）

平成23年9月15日付け産人第180号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおりです。

事務局：宮城県経済商工観光部

産業人材対策課企画班

TEL：022-211-2764 FAX：022-211-2769

第9次宮城県職業能力開発計画の策定経過等について

1 第9次宮城県職業能力開発計画の策定経過について

- 平成23年 9月15日 宮城県職業能力開発審議会（諮問，審議）
平成23年11月24日 同審議会（審議）
平成23年12月27日～平成24年 1月27日 パブリックコメント実施
平成24年 2月13日 同審議会（審議，答申）

2 宮城県職業能力開発審議会の概要について

・設置根拠

- 宮城県職業能力開発審議会条例（昭和44年10月15日宮城県条例第29号）
職業能力開発促進法（昭和44年7月18日法律第64号）

・目的

- 県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議し，及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議すること

・構成

- | | | |
|------|----------------------------|----|
| 委員 | 関係労働者を代表する者 | 3人 |
| | 関係事業主を代表する者 | 3人 |
| | 学識経験のある者 | 5人 |
| 特別委員 | 関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。（3人） | |

・任期

- 委員，特別委員ともに2年。

宮城県職業能力開発審議会委員名簿

委員名簿

平成23年10月1日現在

区分	氏名	現職	備考
学識 経験者	みうら たかとし 三浦 隆利	東北職業能力開発大学校校長	
	ちば まさかつ 千葉 正勝	宮城県職業能力開発協会会長	
	みやこし えいいち 宮腰 英一	東北大学大学院教育学研究科長	
	すずき たいこ 鈴木 泰子	仙台理容美容専門学校校長	
	まつだ たかこ 松田 孝子	石巻専修大学経営学部名誉教授	
労働者 代表	こだしま みつお 小田島 光夫	日本労働組合総連合会宮城県連合会 副会長	
	こんの としえつ 今野 利悦	日本労働組合総連合会宮城県連合会 執行委員	
	おおひさ ゆうこ 大久 優子	日本労働組合総連合会宮城県連合会 女性委員会幹事	
事業主 代表	やまぎし としひろ 山岸 利廣	東北リコー株式会社顧問	
	ごとう はるお 後藤 春雄	株式会社宮富士工業代表取締役	
	おさだ ようこ 長田 洋子	株式会社北燈社代表取締役会長	

特別委員

区分	氏名	現職	備考
特別 委員	とざわ たけし 兔澤 健	東北経済産業局地域経済部産業人材政策課長	
	おばた としあき 小幡 敏昭	宮城労働局職業安定部求職者支援室長	
	ういいえ ひとし 氏家 仁	宮城県教育庁高校教育課長	

(敬称略)